別表十八の三　記載要領

1　この表は、外国法人である普通法人が中間申告（法第144条の3第1項又は第2項（中間申告）の規定による申告書の提出をいう。）をする場合に記載すること。

2　「月数換算」の欄の分母の空欄には、前事業年度の月数を記載すること。

3　「修正・更正・決定の年月日」の欄は、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあつた日を記載すること。

4　前事業年度に租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」の欄には、前事業年度の別表一の三「6」の外書の金額及び同表「32」の外書の金額の合計額を加えた金額（平成28年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下この号において「最初事業年度」という。）の期間に6月経過日（最初事業年度開始の日以後6月を経過した日をいう。以下この号において同じ。）がある場合の当該6月経過日の属する事業年度にあつては、前事業年度の別表一(一)「10」の外書の金額）を記載すること。

5　当該普通法人が法第144条の3第3項において準用する法第71条第2項若しくは第3項（中間申告）又は法第144条の3第4項において準用する法第71条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合には、被合併法人名、合併の日、合併の日の前日の属する被合併法人の事業年度、法第144条の3第3項又は第4項において準用する法第71条第2項に規定する被合併法人の確定法人税額等及びその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の確定申告書に記載すべき法第144条の6第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号（確定申告）に掲げる所得の金額を別紙に記載して添付すること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表五㈠の記載要領第三号の改正規定、別表五の二㈠付表一の記載要領第三号の改正規定及び別表十四㈢の改正規定並びに附則第十項の規定　平成二十八年九月一日

二　別表一㈠の表の改正規定（「課税留保金額　(8)」及び「同上に対する税額　(9)」の欄に係る部分に限る。）、別表一の二㈠の表の改正規定（「課税連結留保金額　(8)」及び「同上に対する税額　(9)」の欄に係る部分に限る。）、別表三㈠の表の改正規定、同表の記載要領第三号の改正規定、同第五号⑴の改正規定、同号⑶の改正規定、同第六号の改正規定、別表三の二の改正規定、別表三の二付表の表の改正規定、同表の記載要領第五号の改正規定、同第六号の改正規定、同第七号⑵及び⑶の改正規定、同第九号及び第十号の改正規定、別表五㈡の記載要領第二号の改正規定、別表六(十七)を別表六(十五)とし、同表の次に三表を加える改正規定（別表六(十七)に係る部分に限る。）並びに別表六の二(十五)付表二を別表六の二(十三)付表二とし、同表の次に二表を加える改正規定（別表六の二(十五)付表二を別表六の二(十三)付表二とする部分を除く。）並びに附則第五項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

2　改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第六十一条第五項（中間申告書の記載事項）、第六十一条の二第三項及び第四項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）並びに第六十一条の四第三項及び第四項（確定申告書の記載事項）の規定は、外国法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。附則第四項において同じ。）の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3　別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表一の三及び別表十八の三の書式は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

5　新規則別表三㈠、別表三の二、別表三の二付表、別表六十七(二十四)及び別表六の二十四(二十四)付表の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。